

全国 在宅医療連携推進事業

平成25年度

実施主体	力所数
市町村	101
都道府県	2
保健所	15
医師会等関係団体	135
病院	26
診療所（歯科診療所含む）	5
大学	4
訪問看護ステーション	2
社会福祉法人	2
NPO法人	1
合計	293

※実施主体の内訳がわかるもののみを集計したため、本来の実施主体数よりも少ないです
 ※県単独予算による実施もあり、事業実施者が未定の都道府県も47都道府県すべての実態を反映していない
 事もご了承ください

多職種協働による在宅チーム医療を担う 人材育成事業

平成24年度

地域リーダー研修を実施した都道府県

約75%(36都道府県にて開催)

※実態による把握であり、実績報告による結果ではありません

平成25年度

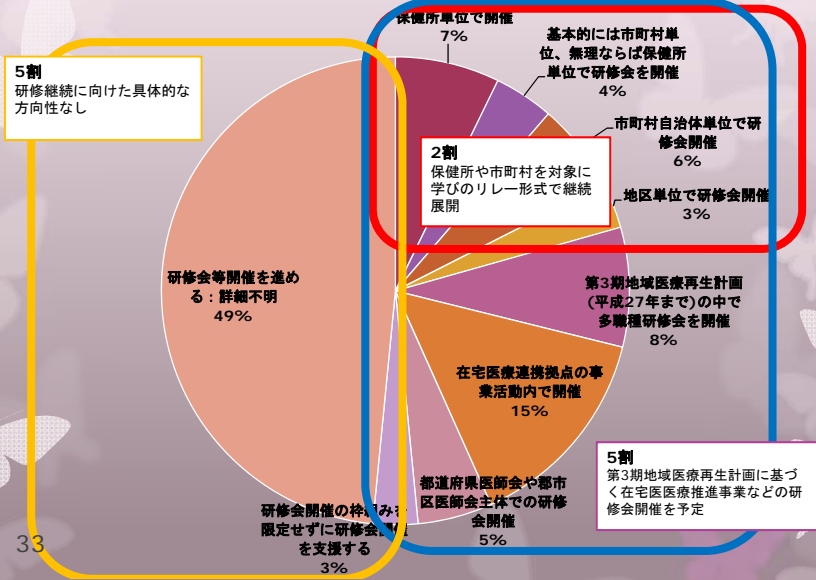
全国各地で研修会開催

研修会回/全国 約30,000人が受講

※平成26年3月末時点

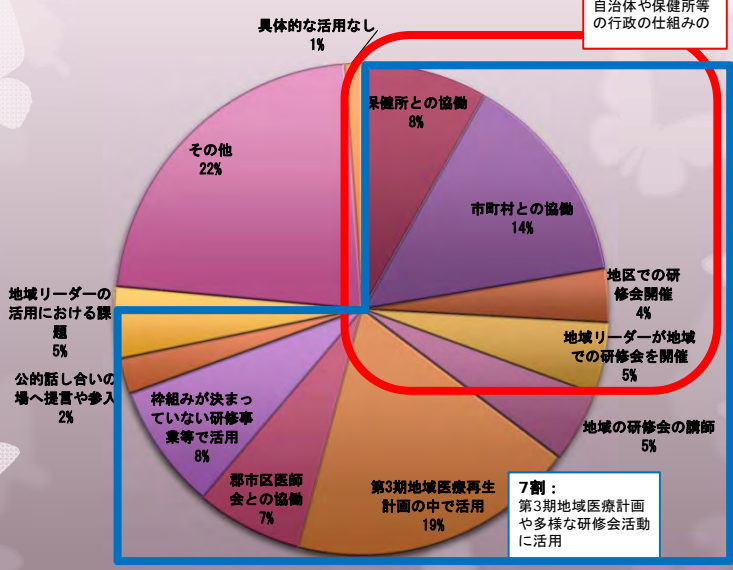
※茨城県、新潟県、島根県からの情報なし

平成26年度以降人材育成研修会開催の方向性について

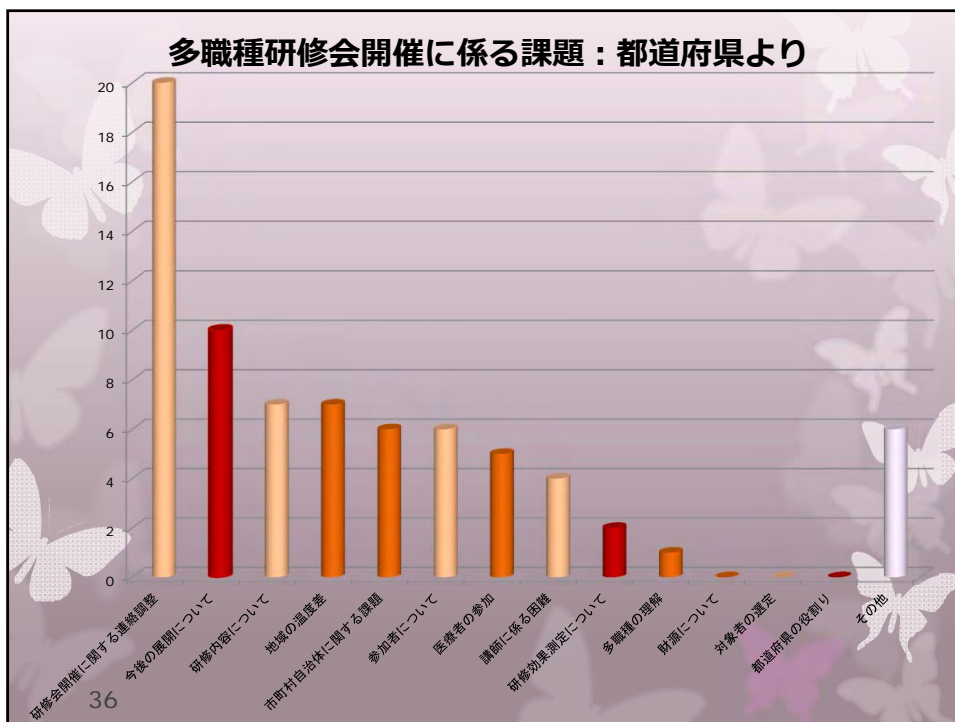
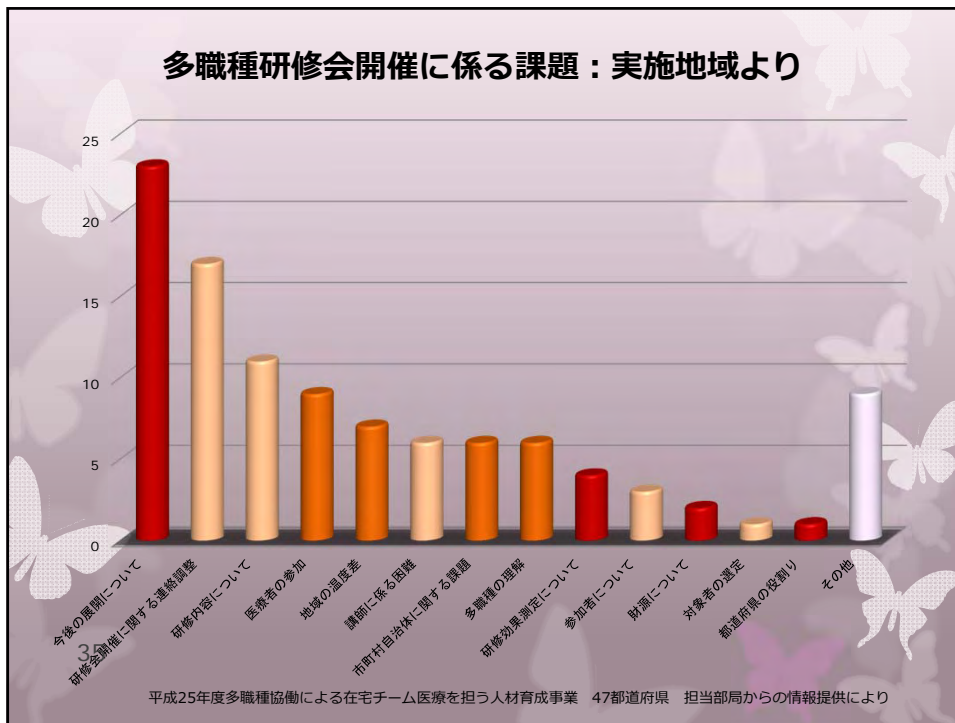


平成25年度多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業 47都道府県 担当部局からの情報提供により

平成26年度以降の地域リーダーの活動について



平成25年度多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業 47都道府県 担当部局からの情報提供により



都道府県が市区町村へ支援（医師会主体）

兵庫県



13郡市区医師会の取組みを共有



平成25年1月12日

兵庫県 在宅医療推進フォーラム :兵庫県医師会館

具体の取組み

- 推進協議会の設置
- 地域の課題抽出の解決への取組み
- 24時間365日体制整備
- 地域における連携（地域包括支援視線センターや行政等）
- 地域特性に応じた取組み など

37

都道府県が市区町村へ支援(2次医療圏主体)

三重県

平成26年3月2日 三重県 在宅医療事例検討会

2次医療圏ごとに多職種連携推進の取組みを展開

※医療資源や人口動態が県内でも大きく違う

助成の就労支援や育児支援と同時進行

↓
24時間365日の支援体制

小児在宅医療提供体制の構築についても県内で情報共有

庁内連携推進

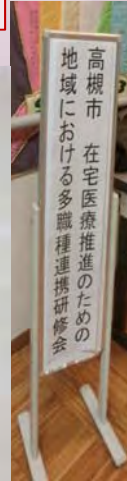


38

都道府県が市区町村へ支援 (モデル市区町村主体)

大阪府

ある程度の基礎活動がある地域から
在宅医療・介護連携に向けた研修会の開催を手取り足取り支援する



39

市(中核市)が市内全地区に支援 (市主体)

地域包括ケア推進を目的とし、多職種連携の担い手となる人材の育成(研修)にむけて、各介護保険に関する事業所等がその職員に対する、他サービスや医療などの地域の社会資源の把握及び連携に関する教育機会を確保することを義務づける内容を条例に位置づけた

◎「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか7つの条例について

1. 条例の目的
2. 義務づけられる事業
3. 条例制定にあたっての検討事項
4. 条例の施行期
5. 条例の施行期

項目	内容	備考
1. 条例の目的	地域包括ケア推進を目的とし、多職種連携の担い手となる人材の育成(研修)にむけて、各介護保険に関する事業所等がその職員に対する、他サービスや医療などの地域の社会資源の把握及び連携に関する教育機会を確保することを義務づける内容を条例に位置づけた	
2. 義務づけられる事業	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
3. 条例制定にあたっての検討事項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
4. 条例の施行期	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
5. 条例の施行期	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」など7つの条例
平成25年1月31日交付、平成25年4月1日施行